

岩手県告示第301号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、花巻市から送付のあった次の変更に係る都市計画の図書の写しを岩手県県土整備部都市計画課に備えておいて縦覧に供する。

平成24年4月13日

岩手県知事 達 増 拓 也

変更に係る都市計画の種類及び名称

- 1（1）種類 地域地区（用途地域）
  - （2）名称 花巻都市計画用途地域
- 2（1）種類 都市計画施設（道路）
  - （2）名称 3・5・61号東駅前線、3・5・62号新斉線、3・5・63号八日市場線、3・5・64号鶴沼線、3・5・65号才ノ神線、3・5・66号新中町線、3・4・68号愛宕六本木線
- 3（1）種類 都市計画施設（公園）
  - （2）名称 3・3・6号和田公園